

城戸奨励賞論文選考細則

1965年10月9日 制定

'71.1.16, '72.1.19, '73.1.19,
'75.10.17, '79.10.3, '89.7.25,
'91.10.5, '95.9.28, '99.10.9,
'02.10.13, '03.2.15 一部改定

1. 選考の対象は、当該年度に機関誌「教育心理学研究」に発表された論文とする。ただし年度とは1月1日から12月31日までをさす。
2. 選考の対象となる論文は、その執筆者が公刊時において、35歳未満である者に限る。2名以上の共同執筆の場合、そのすべての執筆者が35歳未満であることを要する。
3. 原則として同一執筆者に対し重ねて授与することはしない。
4. 論文の選考は第一次選考、第二次選考および最終選考とする。
5. 前条第一次選考および第二次選考は、委員の3分の2以上の参加により成立する。
6. 第一次選考は第1条第2条に規定する論文のなかから、必ず1篇ないし2篇を選び理由を附して推薦するものとする。
7. 第二次選考は前条の被推薦論文のうち2名以上の委員から推薦された論文について行う。ただし、その論文数が8篇以上の場合は3名以上の委員から推薦された論文について行う。
8. 委員は被推薦論文の各々について、つぎの観点から評定する。
 - (1) 論文展開の論理
 - (2) 研究推進の方法・技術
 - (3) 成果の学界への貢献度
 - (4) 成果の教育実践への寄与評定はそれぞれの観点につき60点から5点きざみで100点までの9段階とする。
9. 第二次選考の結果は、すべての論文につき、全委員の評定の平均値を4つの観点ごとに算出し、これを一覧表とする。
10. 最終選考には委任状を含めて委員の過半数の出席を要する。
11. 最終選考においては、つぎの(1)または(2)の基準を満たす論文を審議の対象とする。
 - (1) 第8条の4つの観点のうち少なくとも3つの観点のそれぞれについて平均評定値が80点以上であること。
 - (2) 4つの観点の平均評定値の平均が第二次選考の対象となった論文中最高であること及びそれと同等とみとめられること。
12. 最終選考委員会は、前条の基準に達した論文について審議し、多数決をもって受賞論文を決定する。
13. 受賞がないと決定した場合は、その年度の授賞は行わない。